

令和8年3月 新規学校卒業者の初任給情報

この資料は、都内ハローワークに届出のあった新規学卒者の「雇用保険被保険者資格取得届」を基に、被保険者となった年月日が令和8年3月1日から4月30日までの間の者のうち、新規学卒者であって雇用形態が常用の者を対象とし、採用時賃金を集計したものである。（算術平均値 小数点第2位で四捨五入）

[対象者数 中学10人 高校8,189人 短大11,677人 大学70,464人]

（単位：千円）

学 歴		中 学	高 校	短 大	大 学
産業・職業・規模別		中 学	高 校	短 大	大 学
平 均 値		232	228	241	267
産 業 別	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	-	※ 220	※ 215	234
	鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	-	※ 246	-	294
	建 設 業	※ 248	235	259	279
	製 造 業	※ 209	222	240	264
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 業 ・ 水 道 業	-	231	248	280
	情 報 通 信 業	-	232	243	270
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	-	232	249	254
	卸 売 業 ・ 小 売 業	-	227	240	264
	金 融 業 ・ 保 険 業	※ 250	222	245	280
	不 動 産 業 ・ 物 品 質 貸 業	※ -	244	255	278
	学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	※ 210	223	241	272
	宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	-	237	246	266
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	-	234	234	258
	教 育 ・ 学 習 支 援 業	-	227	243	258
	医 療 ・ 福 祉	-	230	250	261
	複 合 サ ー ビ ス 業	-	※ 192	217	240
	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ ま い も の)	※ 160	222	232	257
	公 務 ・ そ の 他	-	222	243	279
職 業 別	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	※ 200	226	243	263
	管 理 的 職 業	-	223	240	268
	事 務 的 職 業	※ 250	224	240	272
	販 売 の 職 業	-	225	234	264
	サ ー ビ ス の 職 業	※ 185	233	241	266
	保 安 の 職 業	-	236	242	255
	農 林 漁 業 の 職 業	-	※ 243	※ 251	224
	運 輸 ・ 通 信 の 職 業	-	233	250	260
	生 産 工 程 ・ 労 務 の 職 業	※ 250	227	247	263
規 模 別	2 9 人 以 下	※ 234	230	236	258
	3 0 ～ 9 9 人	※ 209	231	241	265
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	-	227	244	266
	3 0 0 人 以 上	-	228	241	268

- ・ 学歴による分類は、15歳を中学、18歳を高校、20歳を短大、22歳を大学卒業とする。
- ・ 賃金には、毎月決まって支払われる各種の手当及び現物支給は含まれるが、超過勤務手当、賞与及びその他の臨時の給与は含まない。また、税込みの金額である。
- ・ 賃金欄の「※」は対象者が10人未満、「-」は対象者がいないことを表す。
- ・ 中学卒の集計には最低賃金法第7条の3に該当する企業内訓練校の者を含む。